

ハッ場ダム住民訴訟通信-44

08.11.04 発行

ハッ場裁判いよいよ大詰め。1月結審、3月判決へ。

第18回ハッ場ダム裁判は10月28日午後10時30分、水戸地方裁判所で開かれました。今回のテーマは12月に予想される結審に備えて、原告側・被告側双方が論点を整理することでした。ところが被告側弁護士から嶋津証言、ダムサイト・地すべりの危険性、環境について意見書を出す予定だ。それには国からの意見書を待つから12月半ばまでかかる。という意見です。これには温厚を旨とする茨城弁護士も厳しく反論しました。報告集会の発言も含めますと……。

私たち原告側は課題の準備書面を提出しているのに、被告側は書面がつくれなかっただけではないか。つまり宿題を忘れた子が、1ヶ月半延ばして欲しいということだ。

嶋津証言は7月15日にされた、被告側は反対尋問が出来るのにしなかった。意見書を出すにしても3ヶ月半何をしていたのか。

国からの意見書を待つと言うが、被告は県であることを自覚しているのか。我々は国と裁判をしているのではない。県は国頼みでしか意見が言えないのか。

裁判は本来弁論で戦うものだ。嶋津証言で言えば、反対尋問をしていれば嶋津証人はその場で反論できた。それを避けてぎりぎりになって意見書を出すということは反論の機会を奪うものではないか。

その後、協議を重ね次のように決定しました。被告の意見書は11/28迄に提出。遅れても12/5迄とする。嶋津証言に対する意見書は11/21迄に提出。最終準備書面の提出は1/13とする。

この裁判の判決は、茨城県に県民のための民主主義を取戻すきっかけになるか否かだ。

野口利枝子さん、原告意見陳述で裁判長に訴える。

原告意見陳述は野口利枝子さん。証人尋問で明らかになった事実をベースにして被告県側の不誠実を告発しました。ことに「責任引取り水」問題は、自ら県南水道議会議員の立場から茨城県の水行政の実態を明らかにし、その不当性を怒りを込めて語りました。

野口さんの陳述の全文は別紙にあります。

第19回ハッ場ダム住民訴訟裁判いよいよ結審へ。

日時：平成21年1月21日(水)午前11時40分

場所：水戸地方裁判所302号法廷

まる四年にわたるハッ場ダム裁判もゴールが見えてきました。私たちは最終準備書面を提出、最後の口頭弁論を行います。被告は最終準備書面の提出を明らかにしていませんが、いずれにしても結審です。あとは判決を待つのみ。裁判をしっかりと見届けるため、是非傍聴してください。

カスリーン台風が再来したら大洪水がくる。は本当でしょうか
くるくる変わる利根川の基本高水。国民を脅して血税を注ぎ込む“狼少年”は誰れ
利根川治水の最高権威、大熊 孝(新潟大学名誉教授)特別講演
ご期待ください

第4回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

日時：11月24日(月・祝) 午後1時30分～4時(午後1時開場)

場所：取手市福祉会館(別紙ご案内状・プログラムをご参照ください)

資料代 300円

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 fax/tel 取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010